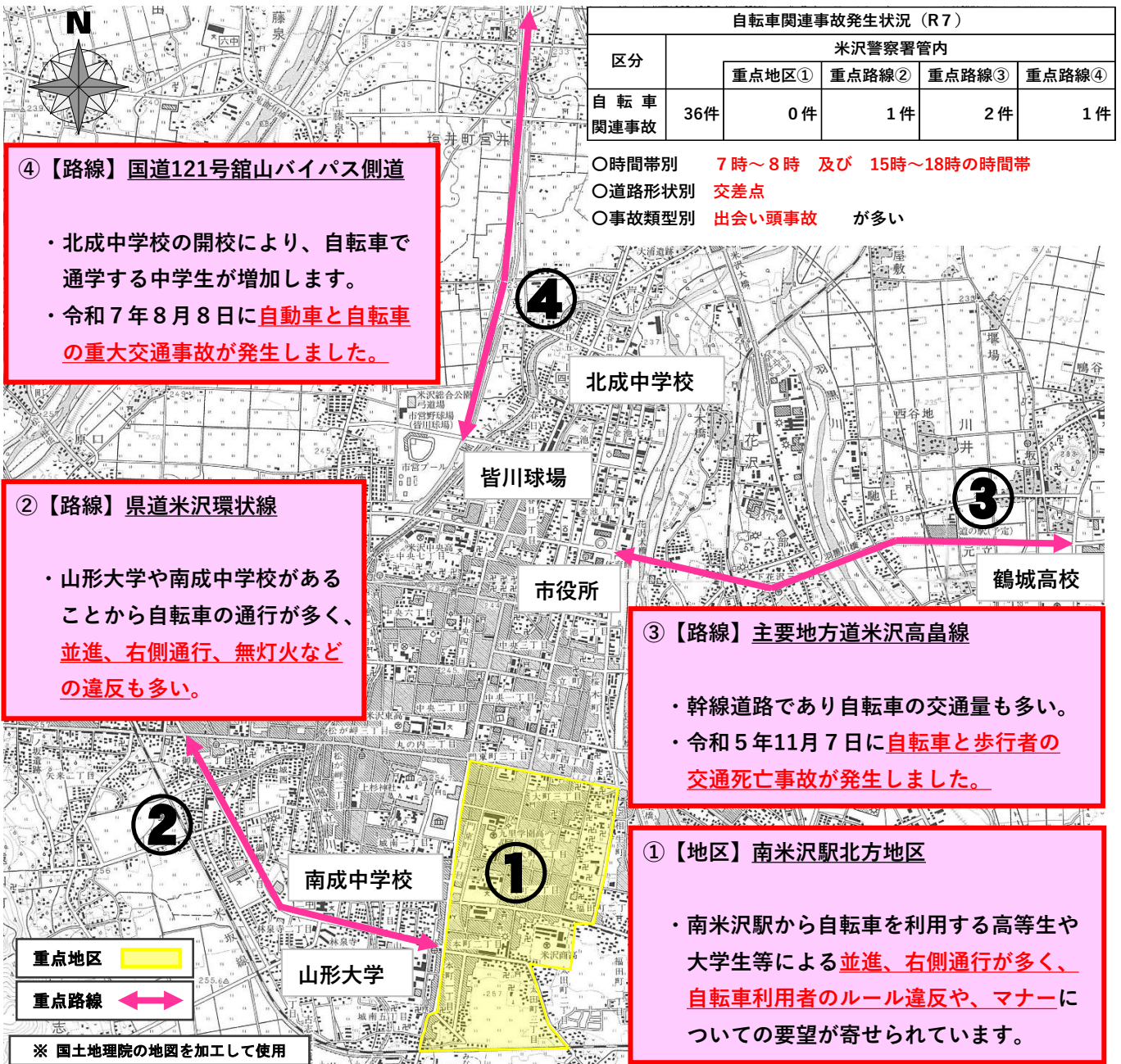


# 自転車指導啓発重点地区・路線(米沢警察署)

令和8年4月



## ★ 自転車安全利用5則★

### 1 車道の左側を通行、歩道では歩行者を優先

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者を避けなければならない時は徐行、一時停止をしましょう。  
横に複数台並んでの運転は、危険ですので絶対にやめましょう。

### 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認

赤信号はもちろん、「止まれ」の標識がある場所も必ず一時停止して安全確認をしましょう。

### 3 夜間はライトを点灯

前方を照らして安全運転するとともに、周りの車や歩行者に自分の存在を知らせましょう。

### 4 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止です。絶対にやめてください。

### 5 ヘルメットを着用

ヘルメット着用は法律で定められています(努力義務)。もしもの交通事故に備えてヘルメットを着用しましょう。

警察では、自転車運転者の交通違反に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

